

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日に當たる翌日)

目 次

◆選管告示

鳥取県議会議員一般選挙の実施

鳥取県議会議員一般選挙における選挙長等の選任

鳥取県議会議員一般選挙における選挙長が事務を行う場所

鳥取県議会議員一般選挙用いる投票用紙の様式

鳥取県議会議員一般選挙における仮投票用封筒等に押すべき印

鳥取県議会議員一般選挙における選挙会の場所等

鳥取県議会議員一般選挙における候補者一人につき選挙運動に関して支出できる金額

鳥取県議会議員一般選挙及びこれと同時に実行する鳥取県議会議員一般選挙における投票及び開票の順序

鳥取県の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数等

鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行う場所等

◆鳥取県議会議員一般選挙米子市選挙区選挙長告示

◆鳥取県議会議員一般選挙倉吉市選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行う場所等

◆鳥取県議会議員一般選挙岩美郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行う場所等

◆鳥取県議会議員一般選挙八頭郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行う場所等

◆鳥取県議会議員一般選挙気高郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行う場所等

◆鳥取県議会議員一般選挙東伯郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行う場所等

◆鳥取県議会議員一般選挙西伯郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行う場所等

◆鳥取県議会議員一般選挙日野郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行う場所等

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十六号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成二年法律第七十六号）第一条第一項の規定に基づき、鳥取県議会議員の任期満了による選挙を平成三年四月七日に行うので、同法第二条第三号の規定により告示する。

なお、各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりである。

平成三年三月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

選挙区	選挙すべき議員の数
-----	-----------

鳥取市	九人
-----	----

平成三年三月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

岩 美 郡	境 港 市	倉 吉 市	米 子 市	鳥 取 市	選挙区	選挙すべき議員の数
二 人	二 人	三 人	九 人	九 人	選挙区	九人

西 伯 郡	東 伯 郡	四 人	八 頭 郡
三 人	二 人	二 人	二 人

鳥取県選挙管理委員会告示第三十七号

平成三年四月七日執行の鳥取県議会議員一般選挙における選挙長及びその職務代理者を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

平成三年三月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

選挙区	選 挙 長		選挙長の職務代理者
	住 所	氏 名	
鳥取市	鳥取市湯所町二丁目四三六一	岸本 務	口八頭郡河原町釜ノ六二二
米子市	米子市富士見町一丁目一六二	多羅尾順藏	九鬼 利次
倉吉市	倉吉市山根二四三	村尾 敦	谷本 敏明
境港市	境港市松ヶ枝町三	荒木 信平	安倍 洋一
岩美郡	鳥取市栗谷町六一	伊藤 貞博	安木喜純夫
八頭郡	倉吉市大原二五四	倉繁 博信	田中 則雄
気高郡	鳥取市美萩野一丁目二二	烟本 克巳	東田 力松
東伯郡	米子市西福原一六	坂口 芳夫	小原 堅治
西伯郡	米子市河崎三三一	三八五	八頭郡河原町徳吉
日野郡	三一一一	西川千久馬	八頭郡河原町徳吉
野口 欣悦	西伯郡江府町江尾	目一七十五	鳥取市東町一丁目二三〇
藤堂 裕基	西伯郡江府町江尾	米子市旗ヶ崎九丁	鳥取県庁

平成三年三月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

選挙区	場 所		鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男
	鳥取市尚徳町一一六	鳥取市役所	
鳥取市	鳥取市尚徳町一一六	鳥取市役所	鳥取市役所
米子市	米子市加茂町一丁目一	米子市役所	米子市役所
倉吉市	倉吉市葵町七二三	倉吉市役所	倉吉市役所
境港市	境港市上道町三〇〇〇	境港市役所	境港市役所
岩美郡	境港市上道町三〇〇〇	境港市役所	境港市役所
八頭郡	境港市上道町三〇〇〇	境港市役所	境港市役所
気高郡	境港市上道町三〇〇〇	境港市役所	境港市役所
東伯郡	境港市上道町三〇〇〇	境港市役所	境港市役所
西伯郡	境港市上道町三〇〇〇	境港市役所	境港市役所
日野郡	境港市上道町三〇〇〇	境港市役所	境港市役所
西伯郡	境港市上道町三〇〇〇	境港市役所	境港市役所
東伯郡	境港市上道町三〇〇〇	境港市役所	境港市役所
気高郡	境港市上道町三〇〇〇	境港市役所	境港市役所
八頭郡	境港市上道町三〇〇〇	境港市役所	境港市役所
岩美郡	境港市上道町三〇〇〇	境港市役所	境港市役所
境港市	境港市上道町三〇〇〇	境港市役所	境港市役所
倉吉市	境港市上道町三〇〇〇	境港市役所	境港市役所
米子市	境港市上道町三〇〇〇	境港市役所	境港市役所
鳥取市	境港市上道町三〇〇〇	境港市役所	境港市役所

鳥取県選挙管理委員会告示第三十八号

平成三年四月七日執行の鳥取県議会議員一般選挙における選挙長は、
次の場所においてその事務を行う。

鳥取県選挙管理委員会告示第三十九号

平成三年四月七日執行の鳥取県議会議員一般選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成三年三月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

裏
折目

候補者氏名	○注意
	一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
	二 候補者でない者の氏名は、書かないとこと。

表
折目

平成三年執行 鳥取県議会議員一般選挙投票	鳥取県選挙管理委員会印
-------------------------	-------------

備考

- 1 用紙は黄色とし、文字は赤色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

裏

表

平成三年執行 鳥取県議会議員一般選挙投票	鳥取県選挙管理委員会印
-------------------------	-------------

鳥取県選挙管理委員会告示第四十号

平成三年四月七日執行の鳥取県議会議員一般選挙における仮投票用封筒、不在者投票用封筒及び郵便による不在者投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印とし、刷込み式とする。

平成三年三月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長尾義男

鳥取県選挙管理委員会告示第四十一号

平成三年四月七日執行の鳥取県議会議員一般選挙における選挙会の場所及び日時は、次のとおりであるので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により告示する。

平成三年三月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長尾義男

選挙区	場所	日時
鳥取市	鳥取市尚徳町一丁目一 鳥取市役所	午後一時 平成三年四月十日

平成三年三月二十九日

鳥取県選挙管理委員会告示第四十二号

平成三年四月七日執行の鳥取県議会議員一般選挙において公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条の規定により候補者一人につき選挙運動に関して支出することができる金額は、次のとおりであるので、同法第百九十六条の規定により告示する。

平成三年三月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長尾義男

倉吉市	倉吉市葵町七二一 倉吉市役所	午後一時 平成三年四月十日
米子市	米子市加茂町一丁目一 米子市役所	午後一時 平成三年四月十日
鳥取市	鳥取市尚徳町一丁目一 鳥取市役所	午後一時 平成三年四月十日

境港市	境港市上道町三〇〇〇 境港市役所	平成三年四月十日 午後一時
岩美郡	鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁	平成三年四月十日 午後一時
八頭郡	鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁	平成三年四月十日 午後一時三十分
気高郡	鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁	平成三年四月十日 午後一時
東伯郡	倉吉市東巣城町二一 務所	平成三年四月十日 午後一時
西伯郡	米子市続町一丁目一六〇 鳥取県西部総合事務所	平成三年四月十日 午後一時
日野郡	米子市続町一丁目一六〇 鳥取県西部総合事務所	平成三年四月十日 午後一時三十分

選挙区	候補者一人につき支出することができる金額
鳥取市	二、八八〇、三〇〇円
米子市	二、八五四、二〇〇円
倉吉市	二、九五〇、六〇〇円
境港市	三、〇一五、九〇〇円
岩美郡	二、八二三、九〇〇円
八頭郡	二、八四二、九〇〇円
気高郡	二、七六一、八〇〇円
東伯郡	二、九七五、四〇〇円
西伯郡	二、九八七、一〇〇円
日野郡	二、七九六、三〇〇円

より、次のとおり定める。

平成3年3月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長尾義男

一 投票の順序

- 1 鳥取県知事選挙の投票
- 2 鳥取県議会議員一般選挙の投票

二 開票の順序

- 1 鳥取県知事選挙の開票
- 2 鳥取県議員一般選挙の開票

鳥取県選挙管理委員会告示第四十四号

平成3年3月二十八日現在における鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項並びに同法第七十五条第四項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する地方自治法第七十四条第四項の規定により告示する。

平成3年3月二十九日

鳥取県選挙管理委員会告示第四十三号
平成3年4月7日執行の鳥取県知事選挙及びこれと同時にを行う鳥取県議員一般選挙において、投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序及び開票を同時に開票所以外の開票所における開票の順序を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百二十二条の規定に

鳥取県選挙管理委員会委員長 尾義男

平成3年3月29日 金曜日

鳥取県公報

鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 九、二一三

鳥取市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一五三、五三九

米子市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 三四、一三五

倉吉市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 三二、六〇〇

境港市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一二、七五五

岩美郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 九、三五八

八頭郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六、八四八

東伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一四、一九二

西伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六、〇三七

日野郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一七、六五六

西伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一三、四七三

日野郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六、四八七

鳥取県議会議員一般選挙鳥取市選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙鳥取市選挙区選挙長告示第一号

平成三年三月二十九日

平成三年四月七日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

鳥取県議会議員一般選挙米子市選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙米子市選挙区選挙長告示第一号

平成三年四月七日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成三年四月七日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成三年三月二十九日

鳥取県議会議員一般選挙鳥取市選挙区選挙長 岸 本 務

一 場所 鳥取市尚徳町一一六 鳥取市役所

二 日時 平成三年四月四日 午後五時十分

一 場所 米子市加茂町一丁目一 米子市役所
二 日時 平成三年四月四日 午後五時十分

鳥取県議会議員一般選挙米子市選挙区選挙長 多羅尾 順 藏

鳥取県議会議員一般選挙倉吉市選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙倉吉市選挙区選挙長告示第一号

平成三年四月七日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成三年三月二十九日

鳥取県議会議員一般選挙倉吉市選挙区選挙長 村尾勲

一 場 所 倉吉市葵町七二二 倉吉市役所

二 日 時 平成三年四月四日 午後五時十分

鳥取県議会議員一般選挙境港市選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙境港市選挙区選挙長告示第一号

平成三年四月七日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき又は同一の政党そ

の他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成三年三月二十九日

鳥取県議会議員一般選挙境港市選挙区選挙長 荒木信平

一 場 所 境港市上道町三〇〇〇 境港市役所

二 日 時 平成三年四月四日 午後五時十分

鳥取県議会議員一般選挙岩美郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙岩美郡選挙区選挙長告示第一号

平成三年四月七日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成三年三月二十九日

鳥取県議会議員一般選挙岩美郡選挙区選挙長 伊藤貞博

一 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁
二 日時 平成三年四月四日 午後五時十分

鳥取県議会議員一般選挙八頭郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙八頭郡選挙区選挙長告示第一号

平成三年四月七日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成三年三月二十九日

平成三年三月二十九日

鳥取県議会議員一般選挙八頭郡選挙区選挙長 畑 本 克 己

一 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁
二 日時 平成三年四月四日 午後五時十分

鳥取県議会議員一般選挙東伯郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙東伯郡選挙区選挙長告示第一号

平成三年四月七日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

鳥取県議会議員一般選挙氣高郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙八頭郡選挙区選挙長 倉 繁 博 信

一 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁

二 日時 平成三年四月四日 午後五時十分

鳥取県議会議員一般選挙氣高郡選挙区選挙長告示第一号

平成三年三月二十九日

鳥取県議会議員一般選挙東伯郡選挙区選挙長 坂口芳夫

一 場所 倉吉市東巣城町二 鳥取県中部総合事務所
二 日時 平成3年4月4日 午後五時十分

鳥取県議会議員一般選挙西伯郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙西伯郡選挙区選挙長告示第一号

平成3年4月7日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成3年3月29日

一 場所 米子市糀町一丁目一六〇 鳥取県西部総合事務所
二 日時 平成3年4月4日 午後五時十分

平成3年3月29日

鳥取県議会議員一般選挙西伯郡選挙区選挙長 西川千久馬

一 場所 米子市糀町一丁目一六〇 鳥取県西部総合事務所
二 日時 平成3年4月4日 午後五時十分

鳥取県議会議員一般選挙日野郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙日野郡選挙区選挙長告示第一号

平成3年4月7日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成3年3月29日

一 場所 米子市糀町一丁目一六〇 鳥取県西部総合事務所
二 日時 平成3年4月4日 午後五時十分